

○養殖で活用できる可能性のある支援事業等

事業名	所管	種別	条件等
もうかる養殖（先端的養殖モデル等への重点支援含む）	水産庁栽培養殖課	補助金	・補助率： 1/5以内（全額助成後残りの4 / 5は養殖生産物を販売した経費等で返還）、上限なし
マーケットイン型養殖業等実証事業	水産庁栽培養殖課	補助金	・補助率 ①事業の外部評価費支援 定額80万円以内 ②資機材導入費支援 1/2以内、5,000万円以内 ・新規着業は対象外
養殖業体質強化緊急総合対策事業（うち養殖コスト低減対策事業）	水産庁栽培養殖課	補助金	・補助率 ①協業化による生産性向上支援： 1/2以内、200万円/経営体以内 ②環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援： 1,000万円/経営体（共同購入を行う場合、3,000万円/グループ） ・新規着業は対象外
浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）	水産庁栽培養殖課	補助金	・補助率： 1/2以内、事業費500万円以上 ・浜プランに基づく地方公共団体又は漁協等の取組を支援。 ・受益者（漁業者）5名以上の共同利用施設が対象。
水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産庁栽培養殖課	補助金	・補助率： 1/2以内、事業費5,000万円以上 ・広域浜プランに基づく地方公共団体又は漁協等の取組を支援。 ・受益者（漁業者）5名以上の共同利用施設が対象。

事業名	所管	種別	条件等
水産業成長産業化沿岸地域創出事業	水産庁研究指導課	補助金	・補助率： 1/2以内 ・上限：1.5億円（養殖いけす・筏の場合） ・KPI（漁労所得の10%向上）の達成が条件
漁業近代化資金	JFマリンバンク	融資	・貸付上限額： - 養殖業者（法人） 3億6千万円 - 養殖業者（個人） 9千万円 2以上の複合経営 3億6千万円 ・償還期限： 15年以内（うち据置期間3年以内）
農林漁業施設資金	日本政策金融公庫	融資	・対象： 漁業者 ・融資限度額： 負担する額の80%又は3億円のいずれか低い額 ・償還期限の上限（うち据置期間の上限）： 15年以内（3年以内）
			・対象： 共同利用施設 ・融資限度額： 負担する額の80% ・償還期限の上限（うち据置期間の上限）： 20年以内（3年以内）
漁業経営改善支援資金	日本政策金融公庫	融資	・対象： 経営改善漁業者（※1） ・融資限度額： 負担する額の80%又は（個人）3,000万（法人）3億円のいずれか低い額 ・償還期限の上限（うち据置期間の上限）： 15年以内（3年以内） ※1 経営改善漁業者とは、漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に定める「漁業経営改善計画」の認定を受けた漁業者をいいます。

事業名	所管	種別	条件等
振興山村・過疎地域経営改善資金	日本政策金融公庫	融資	・対象：山村地域・過疎地域（※2） ・融資限度額：（補助）負担する額の80%、（非補助）負担する額の80%又は（個人）1,300万～2,600万円（法人）5,200万円～5億円のいずれか低い額 ・償還期限の上限（うち据置期間の上限）：25年以内（8年以内） ※2 山村地域・過疎地域とは、山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により指定を受けた地域のこと、同法の規定による「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づく事業に必要な資金が対象となります。
新規開業資金	日本政策金融公庫	融資	・融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円） ・返済期限：設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
みらい基金	一般社団法人みらい基金	助成	・助成限度額：審査により決定 ・地方創生的な、地域ぐるみでの取り組みに対する支援